

〔河川法第26条〕 工作物の新築、改築、除却

1. 河川の名称

準用河川

2. 目的

3. 場所

交野市

4. 工作物の名称又は種類

5. 工作物の構造又は能力

6. 工事の実施方法

7. 工期

着手日より

日間

8. 行為面積

(備考)

- ① 「工作物の新築、改築、除却」の箇所には、該当するものに○をすること。
- ② 許可を受けた事項の変更申請にあたっては、変更しない事項についても記載し、かつ変更する事項については、変更前のものを赤色で併記すること。
- ③ 行為面積には、切土・盛土等、必要な面積を記入すること。